

第1章 事業概要

1-1. 沖縄市(下水道事業)の沿革	7
1-2. 令和3年度事業概要	8
1-3. 沖縄市下水道事業の流れ	9
1-4. 公共下水道事業の推移	13
1-5. 下水道使用料の変遷	14

1-1. 沖縄市(下水道事業)の沿革

本市は、沖縄本島中部に位置し、戦後、基地の門前町として発展してきた県内第2の人口を有するまちであり、西は北谷町、南は北中城村、東はうるま市、北は恩納村、北西嘉手納町に隣接しています。また、那覇市より北に約20kmにあり、南部圏域と北部圏域を結ぶ国道329号と国道330号が交差する交通の要衝となっています。

主な施設として県内最大の屋内収容人数を誇る沖縄アリーナや動物園がある沖縄こどもの国などを有し、県総合運動公園や沖縄県中部合同庁舎、那覇地方裁判所沖縄支部など広域的な施設も集積しています。

本市の下水道事業は、昭和37年に建設事業を開始し、昭和45年の供用開始から50年以上が経過しています。令和3年度末時点における処理区域面積は2,761ha、人口普及率は97.4%となっており、今後は下水道未整備地域の開発動向を注視しながら整備を進めるとともに、下水道施設の点検や調査に基づき、修繕、改修等による施設の延命化を図りながら、計画的な改築・更新等を行い、適正な施設の維持管理に取り組んでいきます。

また、水洗化率については令和3年度末時点で89.0%となっており、戸別訪問や広報活動、また水洗便所改造資金貸付制度や生活扶助世帯への接続補助等により、増加傾向にはあるものの、更なる接続促進に向けて取り組んでいます。

このような中、下水道事業は経営の健全化を目的に、令和2年度より地方公営企業法を適用し、経営状況の把握と企業性を発揮した事業運営を目指すとともに、水道事業との組織統合を行い、共通する事務の効率化を図りながら運営を行っています。



デザインマンホール蓋



マンホール蓋

1-2. 令和3年度事業概要

●業務状況

令和3年度の業務量については、排水戸数が56,144戸で、対前年度比943世帯(1.71%)の増加となり、水洗化人口は123,507人で対前年度比875人(0.71%)増加となっています。

総排水量及び有収水量は、14,802,770^mで対前年度比14,362^m(0.10%)の増加となり、有収率は100%となっています。下水道使用料については、1,144,140,196円で対前年度比10,547,732円(0.93%)の増収となっています。下水道使用料の内訳を見ると民間で13,883,802円(1.25%)の増収となり、基地については、3,336,070円(12.5%)の減収となっています。

流域下水道事業維持管理負担金は、741,070,700円となり、対前年度比27,956,303円(3.92%)の増加となっています。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	比較増減	増減率(%)
排水戸数	戸	55,201	56,144	943	1.71
水洗化人口	人	122,632	123,507	875	0.71
総排水量	m ³	14,788,408	14,802,770	14,362	0.10
有収水量	m ³	14,788,408	14,802,770	14,362	0.10
下水道使用料	円	1,133,592,464	1,144,140,196	10,547,732	0.93

●工事状況

建設改良工事については、補助事業として[中城湾流域]大里污水枝線工事(R3)他3件を施工。単独事業として公共枿設置及び取付管布設工事(R3-1)他7件を施工。本年度の污水管施工延長は633m、雨水管施工延長は128m、マンホール設置は30箇所、公共枿設置は165箇所となりました。建設工事費の総額は428,324,590円で、その財源内訳は国庫・県補助金173,717,600円、企業債115,700,000円、自己財源138,906,990円となりました。工事場所は、大里、知花、美里、明道、山里、南桃原地内にて、新設及び改良工事を行いました。

●財務状況

収益的収支については、下水道事業収益2,833,045,488円(対前年度比98,307,557円増、3.59%増)に対し、下水道事業費用2,816,550,325円(対前年度比131,267,956円増、4.89%増)で、収支差引は16,495,163円の純利益となりました。一方、資本的収支については、資本的収入800,960,197円(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額1,724,000円を除く。)に対し、資本的支出は1,426,492,052円(資本的支出のうち、3,176,000円は賞与等引当金計上によるものなので減額する。)で、収支差引は625,531,855円の不足額となり、この不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんしました。

収益的収支 (単位:円)

区分	令和3年度
下水道事業収益	2,833,045,488
下水道事業費用	2,816,550,325
収支差引(純利益)	16,495,163

資本的収支 (単位:円)

区分	令和3年度
資本的収入	800,960,197
資本的支出	1,426,492,052
収支差引(不足額)	-625,531,855

補てん財源内訳 (単位:円)

区分	令和3年度
減債積立金	49,455,562
建設改良積立金	0
当年度分消費税資本的収支調整額	34,418,537
過年度分損益勘定留保資金	466,254,079
当年度分損益勘定留保資金	75,403,677
繰越工事資金	0
合計	625,531,855

※資本的収入のうち、翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額1,724,000円を除く。

※資本的支出のうち、3,176,000円は賞与等引当金計上によるものであるため減額する。

1-3. 沖縄市下水道事業の流れ

年月日	公共下水道 都市計画決定面積	都市計画法 事業認可面積	下水道法 事業認可面積	備考
昭和37年4月17日	304ha			コザ市(当初決定)
昭和39年4月17日		304ha		米軍援助都市計画下水道事業の認可
昭和47年5月13日			304ha	
昭和47年6月8日	520ha			
昭和48年3月14日		520ha		
昭和49年2月11日	712ha			
昭和49年3月6日			712ha	
昭和49年3月20日		712ha		
昭和50年12月26日	877ha			沖縄市
昭和51年4月1日		877ha		
昭和53年12月26日	1299ha			
昭和54年3月29日		1299ha		
昭和54年7月31日			1299ha	
昭和58年5月31日			1299ha	事業期間延長
昭和59年8月10日	中部流域 1351ha 中城湾流域 543ha 計 1894ha			中城湾流域が新たに追加
昭和59年9月28日			中部流域 1322ha 中城湾流域 325ha 計 1647ha	
昭和59年10月26日		中部流域 1351ha 中城湾流域 543ha 計 1894ha		

1-3. 沖繩市下水道事業の流れ

年月日	公共下水道 都市計画決定面積	都市計画法 事業認可面積	下水道法 事業認可面積	備考
平成2年4月18日	中部流域 1520ha 中城湾流域 678ha 計 2198ha			
平成2年7月31日			中部流域 1473ha 中城湾流域 522ha 計 1995ha	
平成2年9月7日		中部流域 1520ha 中城湾流域 678ha 計 2198ha		
平成4年4月30日	中部流域 2217ha 中城湾流域 685ha 計 2902ha			
平成4年8月18日		中部流域 2170ha 中城湾流域 604ha 計 2774ha	中部流域 2170ha 中城湾流域 604ha 計 2774ha	
平成8年9月26日		中部流域 2194ha 中城湾流域 604ha 計 2798ha		
平成8年10月3日			中部流域 2194ha 中城湾流域 699ha 計 2893ha	

1-3. 沖繩市下水道事業の流れ

年月日	公共下水道 都市計画決定面積	都市計画法 事業認可面積	下水道法 事業認可面積	備考
平成12年3月10日			中部流域 2352ha 中城湾流域 769ha 計 3121ha	平成11年度に沖縄県中部流域下水道事業計画の変更を行っており、その際面積の見直しを行っている。
平成12年3月24日		中部流域 2265ha 中城湾流域 674ha 計 2939ha		
平成16年3月15日			中部流域 2352ha 中城湾流域 896ha 計 3248ha	
平成16年3月26日		中部流域 2265ha 中城湾流域 674ha 計 2939ha		
平成18年5月10日	中部流域 2304ha 中城湾流域 710ha 計 3014ha			
平成18年6月1日			中部流域 2352ha 中城湾流域 896ha 計 3248ha	
平成18年7月11日		中部流域 2352ha 中城湾流域 896ha 計 3248ha		

1-3. 沖繩市下水道事業の流れ

年月日	公共下水道 都市計画決定面積	都市計画法 事業認可面積	下水道法 事業認可面積	備考
平成22年3月16日		中部流域 2352ha 中城湾流域 950ha 計 3302ha	中部流域 2352ha 中城湾流域 950ha 計 3302ha	
平成25年3月15日		中部流域 2352ha 中城湾流域 950ha 計 3302ha	中部流域 2352ha 中城湾流域 950ha 計 3302ha	
平成27年3月20日			中部流域 2352ha 中城湾流域 950ha 計 3302ha	
平成30年3月13日	中部流域 2394ha 中城湾流域 1064ha 計 3458ha	中部流域 2366ha 中城湾流域 1061ha 計 3427ha	中部流域 2366ha 中城湾流域 1061ha 計 3427ha	
令和3年3月25日			中部流域 2366ha 中城湾流域 1061ha 計 3427ha	<ul style="list-style-type: none"> ・中城湾流域 計画諸元の変更や事業期間の延長 ・主要な管きよの配置変更(嘉間良・知花第2排水区)や 東部海浜開発地区の基本設計に伴う排水区域面積の変更など

1-4. 公共下水道事業の推移

区 分	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
全体計画区域面積	ha	3,465.6	3,465.6	3,465.6	3,465.6	3,465.6	3,465.6
認可区域面積	ha	3,302	3,302	3,427	3,427	3,427	3,427
供用開始区域面積	ha	2,749.73	2,751.43	2,751.64	2,751.64	2,757.99	2,760.59
管路延長(汚水)	m	449,270	449,834	450,067	450,026	450,271	451,179
A 行政区域内人口	人	141,541	141,538	142,025	142,214	142,427	142,520
B 供用開始区域内人口	人	137,548	137,631	138,164	138,326	138,540	138,765
C 供用開始区域内水洗化人口	人	119,542	119,856	120,797	122,077	122,632	123,507
D 行政区域内世帯数	戸	60,171	61,068	62,365	63,463	64,503	65,233
E 処理区域内世帯数	戸	58,323	59,301	60,584	61,642	62,635	63,410
F 処理区域内水洗化世帯数	戸	50,546	51,475	52,791	54,224	55,201	56,144
普及率(人口)(B/A)	%	97.2%	97.2%	97.3%	97.3%	97.3%	97.4%
普及率(世帯)(E/D)	%	96.9%	97.1%	97.1%	97.1%	97.1%	97.2%
水洗化率(人口)(C/B)	%	86.9%	87.1%	87.4%	88.3%	88.5%	89.0%
水洗化率(世帯)(F/E)	%	86.7%	86.8%	87.1%	88.0%	88.1%	88.5%
下水道使用水量(調定水量)	m ³	14,687,120	14,282,824	14,319,823	14,531,465	14,788,408	14,802,770
下水道使用料(調定額)	千円	1,110,768	1,065,848	1,071,845	1,010,506	1,133,592	1,144,140
職員数	人	19	18	18	18	18	19

※下水道使用料(調定額)の平成28年度から令和元年度までは収入額。

1-5. 下水道使用料の変遷

消費税抜き

改訂年月	一般汚水			公衆浴場業汚水 (1㎡につき)
	基本使用料		従量使用料 超過(1㎡につき)	
	水量	料金		
昭和45年7月1日	—	—	500㎡まで 22円	100㎡まで 19円 101㎡以上 15円
			501㎡以上 1,000㎡まで 20円	
			1,001㎡以上 1,500㎡まで 19円	
			1,501㎡以上 2,000㎡まで 17円	
			2,000㎡以上 15円	
※ 臨時用 1㎡につき31円				
昭和52年4月1日	10	330円	10㎡を超え 30㎡まで 35円	25円
			30㎡を超え 50㎡まで 45円	
			50㎡を超える分 55円	
平成7年4月1日	10	450円	10㎡を超え 30㎡まで 55円	25円
			30㎡を超え 50㎡まで 70円	
			50㎡を超え 100㎡まで 85円	
			100㎡を超える分 100円	
平成12年4月1日	10	500円	10㎡を超え 30㎡まで 66円	25円
			30㎡を超え 50㎡まで 84円	
			50㎡を超え 100㎡まで 102円	
			100㎡を超える分 120円	
令和2年4月1日	10	600円	10㎡を超え 30㎡まで 84円	25円
			30㎡を超え 50㎡まで 107円	
			50㎡を超え 100㎡まで 130円	
			100㎡を超える分 152円	

- ・消費税導入(平成元年5月1日)により、現行料金表に100分の103を乗じて得た額とする。1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。
- ・平成3年4月1日より消費税は一旦廃止。
- ・平成7年4月1日より再び消費税導入、現行料金表に100分の103を乗じて得た額とする。
- ・消費税法改定に伴い平成9年4月1日より現行料金表に100分の105を乗じて得た額とする。なお1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。
- ・消費税法改定に伴い平成26年5月1日より現行料金表に100分の108を乗じて得た額とする。なお1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。
- ・消費税法改定に伴い令和元年10月1日より現行料金表に100分の110を乗じて得た額とする。なお1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。